

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 出産された被保険者の保険料免除について

～産前産後期間相当分（4ヶ月分）の保険料が免除されます！～

国の財政支援により、出産した被保険者等に係る保険料の軽減措置が導入されることになり、本組合は令和6年1月1日施行に併せ「理事専決処分」により規約の一部改正を行いました。（11月20日令和5年度第3回理事会議決）

この度の保険料免除につきましては、対象となった被保険者から組合員の先生方を通じて申請書類等の提出が必要となります。詳しくは、医師国保組合事務局にお問い合わせください。

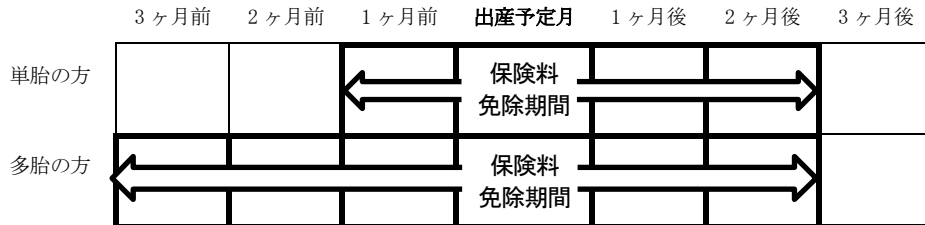
申請様式は、組合HP内「様式集」にも掲載しております。

1) 対象となる方・受付期間

- ・ 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険組合被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- ・ 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

2) 国民健康保険料の免除方法

- ・ 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで対象被保険者の保険料（基礎保険料・後期高齢者支援金・介護保険料）が免除されます。



※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- ・ 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

例) 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月以降の期間の分だけ保険料が免除されます。

令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

- ・ 保険料が免除された場合、払い過ぎになった保険料は還付されます。

3) 届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など ※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

4) 届出提出先

島根県医師国民健康保険組合

2. 「令和5年 保険料領収証明書」について

本組合では、所得税等確定申告用の証拠書として「保険料領収証明書」を例年1月上旬に組合員の皆様宛てお送りします。参考として、下記のとおり年額保険料をお知らせ致しますのでご利用ください。

被保険者 区分	月 額			年 額 (1月から12月まで加入された方)	
	保険料① 〔基礎分〕	保険料② 〔後期高齢者 支援金分〕	介護保険料 ③ 〔40歳から 64歳の方〕	40歳未満の方 65歳～74歳の方	40歳～64歳の方
組合員	’1～3月 32,000円 ”4～12月 36,000円	’1～3月 4,500円 ”4～12月 5,000円	5,000円	478,500円	538,500円
家族	’1～3月 7,000円 ”4～12月 8,000円	’1～3月 4,500円 ”4～12月 5,000円	5,000円	151,500円	211,500円
准組合員 (従業者)	’1～3月 7,500円 ”4～12月 8,500円	’1～3月 4,500円 ”4～12月 5,000円	5,000円	157,500円	217,500円

区分	月 額	年 額 (1月から12月まで 加入された方)
後期高齢者組合員 (75歳以上の医師)	2,000円	24,000円

注) 1. 40歳から64歳の方は、保険料に介護保険料を合算した額を納付していただいています。

2. 令和5年途中に以下に該当される場合は、月額を参照のうえ算出してください。

- ・ 途中で医師国保に資格取得された方、資格喪失された方
- ・ 40歳になった方または65歳になった方
- ・ 75歳になった方

3. 未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者:令和5年度は平成29年4月2日以後に生まれた方)に対する国の財政支援制度により、令和5年11月30日時点で本組合に加入する未就学児である被保険者に対して12月基礎保険料を1人当たり12,000円減額しています。この減額は今年度1回限りです。

4. 多数家族世帯は減免分を算定に加えてください。

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>